

ひめネット（検）第 25号

令和 5年 4月 7日

〒763-0053

香川県丸亀市金倉町 924-1 丸亀市民体育館内

香川丸亀国際ハーフマラソン大会組織委員会事務局 御中

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

御連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、貴事務局が主催されている香川丸亀国際ハーフマラソン大会申込規約に関する情報に接し、当法人で検討させていただいたところ、消費者契約法の観点から問題がある点がございました。詳細は別紙の通りです。

つきましては、次回の香川丸亀国際ハーフマラソン大会申込規約を作成するにあたりご考慮いただきたくご連絡を差し上げました。

なお、他のマラソン大会においても消費者適格団体からの申入れにより改定がなされているところですので、参考までに併せて送付させていただきます。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴事務局にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

別紙

第1 第1項について

1 条項

「過剰入金・重複入金の返金はしません。」ⁱ

という条項について

2 理由

(1) 消費者契約法10条前段について

上記条項は、過剰入金・重複入金につき事情や金額を問わず一切返金を行わない旨の条項と解釈できます。

この点、参加者が誤って過剰入金や重複入金を行った場合、参加者は貴事務局に対して民法703条に基づき不当利得返還請求権を有することになります。

上記条項は、返金にかかるコストや手間を考慮した条項ではないかと存じます。しかしながら、過剰入金・重複入金につき事情や金額を問わず一切返金を行わないことは、民法703条の規定に比して消費者の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当するものと考えます。

(2) 消費者契約法10条後段について

また、上記条項は、過剰入金・重複入金につき事情や金額を問わず一切返金を行わない点で、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法第10条後段にも該当するものと考えます。

(3) 以上の次第で、上記条項は、消費者契約法10条前段及び同法10条後段に該当する消費者契約の条項であり無効と考えます。

以上